

関東信越厚生局「第2回事例研究会」 2018.06.01

住民主体の 移動・外出サービスについて

NPO法人 全国移動サービスネットワーク
副理事長 河崎 民子



生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている

【その背景など】

1) 少子高齢化&過疎化の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

- 日常生活上必要な活動のため、
高齢者が独力で移動せざるを得ないケースが増加

2) 高齢者の体力

駅やバス停まで歩行できる距離&坂道、買物の荷物

- 休まずに歩ける距離は100メートルまで
・・・高齢者の1割、75歳以上は17%

3) バスはあっても、不便

(1日1便、数時間に1便など)

4) 高齢者間にも経済格差が拡大

- ➡ 買物等にタクシーを使える人は多くない

総務省の推計

全国の買物困難者
700万人



75歳以上ドライバーが免許を返納しない・できない理由

● 運転の目的は買物のため(53.7%)との回答が最も多く、ほかには**仕事、送迎、通院等**が多かった。

● 運転することを「**交通手段**」と回答した者が**7割を超えた**。

返納したら「閉じこもり」になったケースもある
➡代替手段が必要

3. 運転の目的と意味

- ◆ 「買い物のため」に運転すると回答した者が最も多く、ほかには仕事、送迎、通院等の目的で運転するとの回答が多かった。「趣味のため」と回答した者は1割程度にとどまる。
- ◆ 運転することを「交通手段」と回答した者が7割を超え、「生きがい・楽しみ」と回答した者(約2割)を大きく上回った。



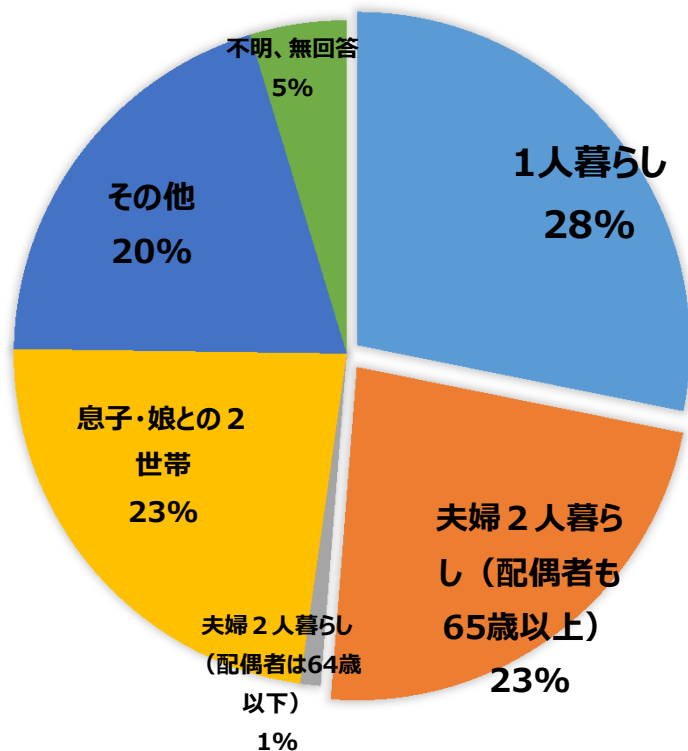
具体的には

要支援1～2
の方を対象に
した調査

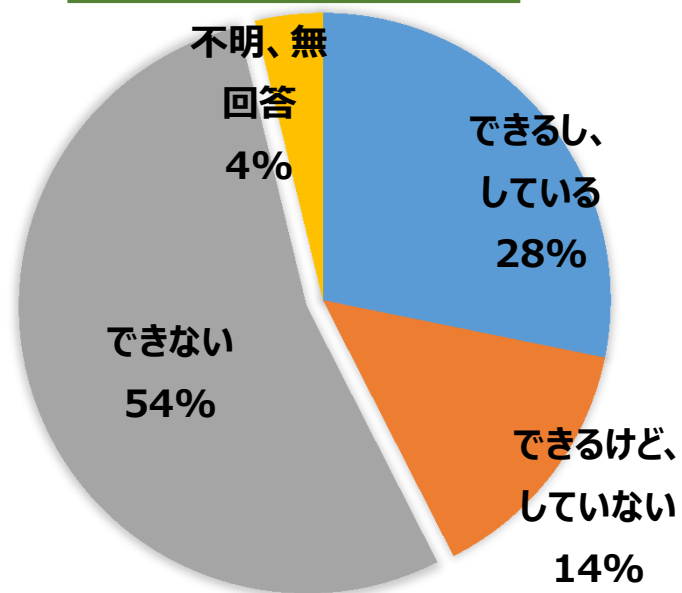
新潟市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

対象：要支援者（約1万人中3,247人に発送）平成29年1/23～2/6実施 回答2,382人（回答率73.4%）

高齢者世帯の状況



15分くらいつづけて
歩いていますか

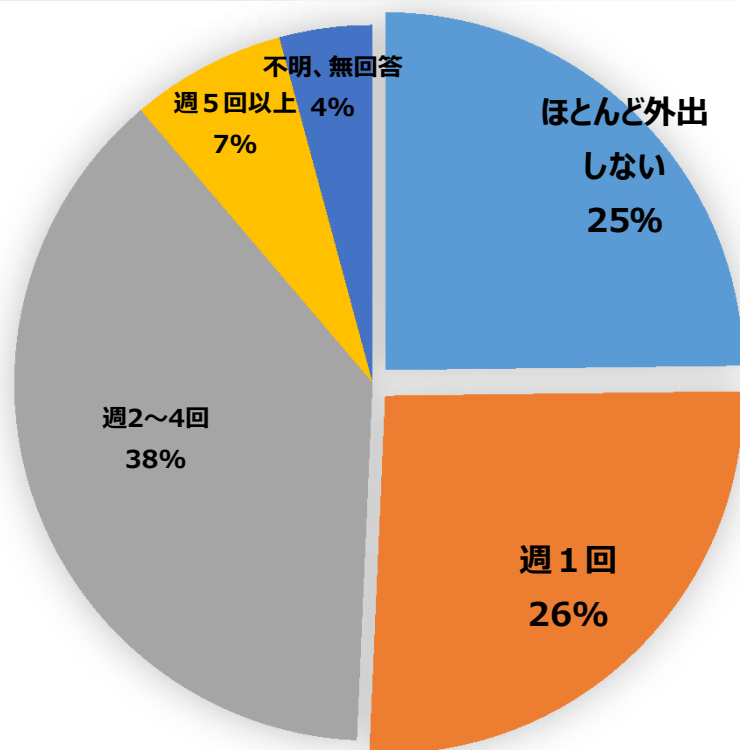


新潟市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

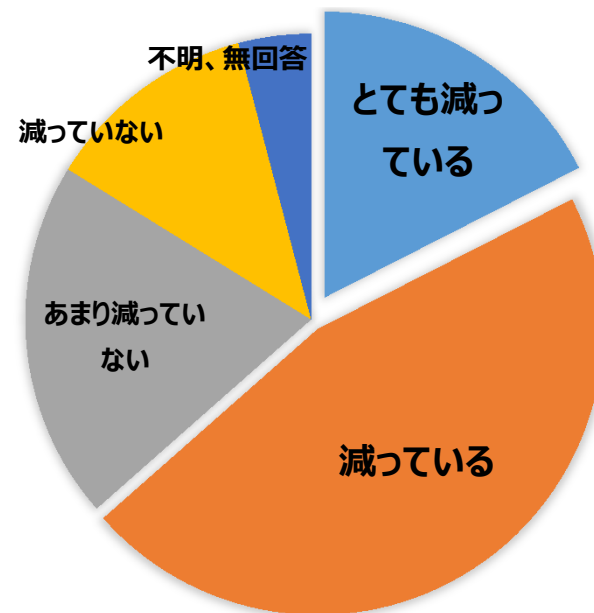
要支援1～2
の方を対象に
した調査

週に1回以上は
外出していますか

対象：要支援者（約1万人中3,247人に発送）平成29
年1/23～2/6実施 回答2,382人（回答率73.4%）



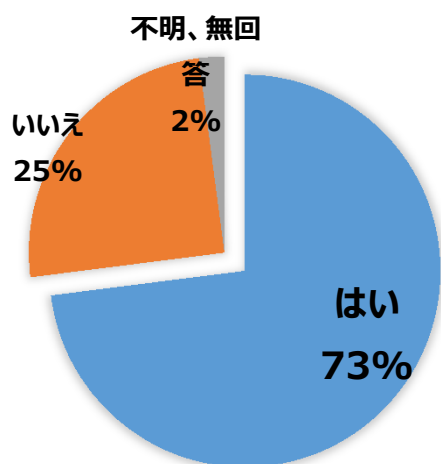
昨年と比べて外出の
回数が減っていますか



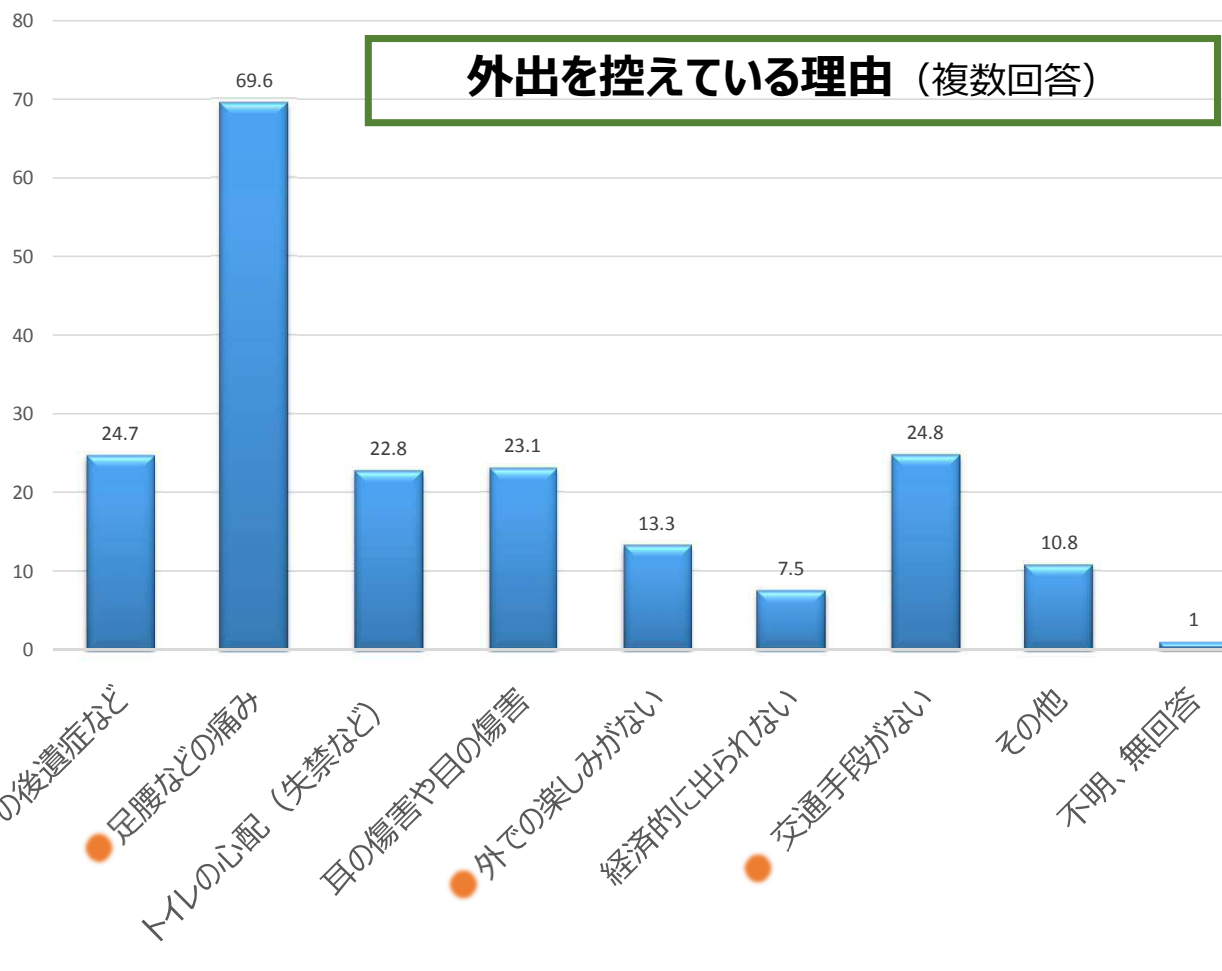
新潟市 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

要支援1～2
の方を対象に
した調査

外出を控えていますか



外出を控えている理由（複数回答）



新潟市社会福祉審議会専門分科会（平成29年8月）資料から作成

地域内の外出や移動の支援策

- コミュニティバス、路線バス
- タクシー、デマンド(予約型のりあい)タクシー、U Dタクシー
- 自家用有償旅客運送
- 社会福祉法人の**空車両を活用した買物支援やサロン送迎**
(社会福祉法人制度改革による公益活動の義務化)
- **訪問型サービスD（移動支援）**
介護予防・日常生活支援総合事業

ツールが増えた！

支援に必要な条件整備

- 許可や登録の手続き不要の判断・運用の**弾力化**
- 自家用有償旅客運送（とくに交通空白型）の制度の弾力化



ジャパンタクシー



移動スーパー

道路運送法について＜許可・登録＞

貨物自動車運送事業法とともに、道路運送事業について定めている

＜道路運送事業＞

道路運送法

(昭和26年)

貨物自動車
運送事業法

(平成元年)

許可

●旅客自動車運送事業

運賃OK

緑ナンバー & 二種免許

●貨物自動車運送事業

トラック

●自動車道事業



乗合バス

貸切バス

ハイヤー・タクシー

登録

白ナンバー & 普通免許

非営利の
範囲で運賃
OK

自家用有償
旅客運送

2006(平成18)年

道路運送法

許可

<タクシー> 4条による許可（緑ナンバー&二種免許）

利用者は、健常者含め誰でも乗れる



UDタクシー

<介護タクシー> 福祉輸送事業限定許可（緑ナンバー）

利用者は、要介護・要支援認定を受けている者、障がい者など単独ではタクシー等を利用することが困難な者とその付添人

<ぶらさがり許可>（白ナンバー） 道路運送法78条3号

訪問介護事業所が介護タクシー事業の許可を受けたとき、事業所との契約にもとづき、訪問介護員等が行う要介護認定者等の運送。ケアプラン必要。乗車又は降車の介助については介護保険を適用できる

道路運送法 78条 自家用自動車は次に掲げる場合を除き
有償で運送の用に供してはならない。

- 1 災害のため緊急を要するとき
- 2 自家用有償旅客運送を行うとき
- 3 公共の福祉を確保するためやむを得ないとき

登録

道路運送法 79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない

自家用自動車による有償旅客運送の種類と概要

◆**市町村運営有償運送**（交通空白輸送、市町村福祉輸送）

市町村が、その区域内の住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

◆**福祉有償運送**

NPO等が、公共交通を利用しにくい移動制約者（および付添人）を対象に**ドア・ツー・ドア**で行う運送。**対象者に制限がある**

◆**公共交通空白地有償運送**（過疎地有償運送改め）

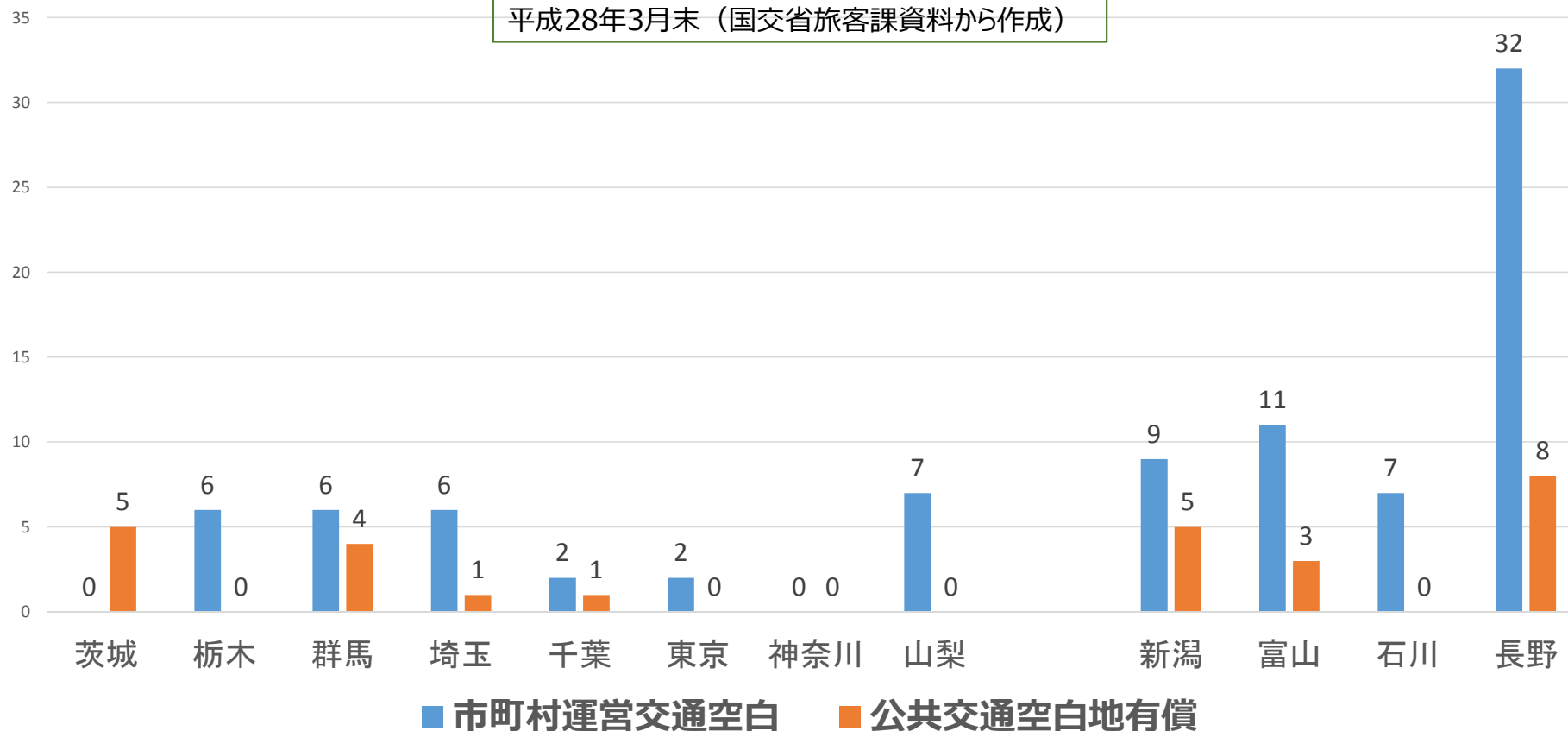
NPO等が、交通の不便な地域で、住民の日常生活に必要な交通を確保するため行う
対象者は、**地域住民全員、来訪者、観光客**



市町村運営有償運送（交通空白輸送）全国433団体

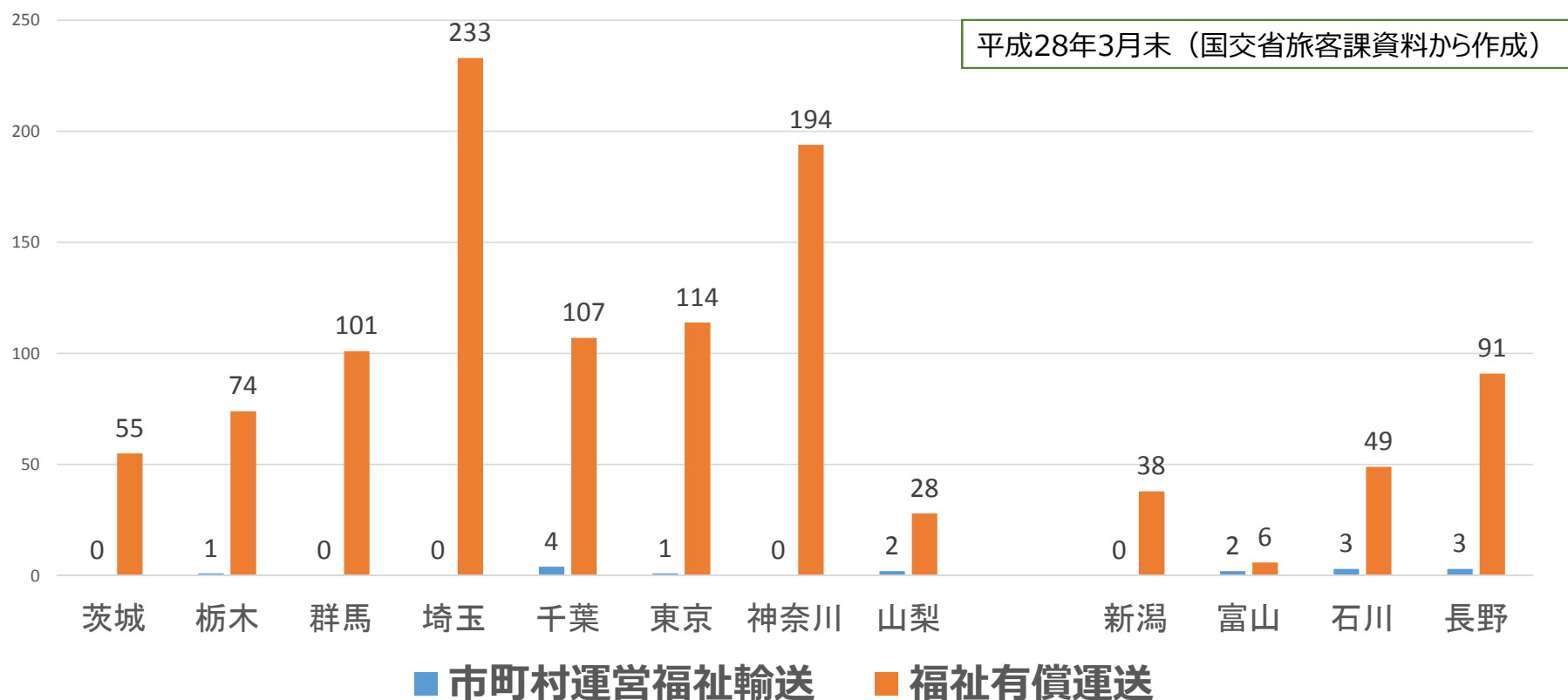
公共交通空白地有償運送 全国99団体

平成28年3月末（国交省旅客課資料から作成）



市町村運営有償運送（福祉輸送）全国**117**団体

福祉有償運送 全国**2,458**団体



●市町村運営有償運送 (交通空白輸送)

富山県南砺市 18路線

コミュニティバス「なんバス」を

交通事業者へ委託

メリット＞二種免許でない乗務員もOK



事業者の撤退により
市町村が中心になって
住民の足を確保した事
例が多い

路線数の多い市町

- ・宮城県白石市
…155路線
- ・山口県岩国市
…127路線
- ・秋田県由利本荘市
…106路線
- ・島根県邑南町
…98路線
- ・岡山県新見市
…83路線

など

国交省国土政策局作成資料から
(平成28年12月～29年2月)

●公共交通空白地 有償運送



岡山県備前市 笹目地区
「ささめあい号」住民が運
転・運行（7人が運転手）
備前市は市町村運営交通
空白も10路線（事業者委
託）

●市町村運営有償運送 制度の概要（1）

地域公共交通 会議等	○市町村が単独または広域で設置する。必要に応じ都道府県設置も可 ○運送の必要性や区域等を協議（【交通空白】＝交通空白地であり地域住民の輸送を行う必要性があると認められること【市町村福祉輸送】タクシー等ではニーズに対応することが困難であり、市町村福祉輸送が必要であること） ＊事業者提案を優先（後述）
運送の主体	○市町村（委託も可能）
運送の対象者	○交通空白輸送 当該市町村に在住する住民とその親族、当該市町村に日常用務を有する者、（市町村長が認めた場合は）来訪者も可 ○市町村福祉輸送 イ）身体障がい者 ロ）要介護認定者 ハ）要支援認定者 ニ）その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可）＊登録が必要 首長が認めた場合は住民以外の上記該当者も可（登録なし）

市町村運営有償運送 制度の概要（2）

運送の区域	○交通空白輸送 合意された区域内で、路線を定めて、もしくは迂回路を設けてデマンドで行う。 発地または着地のいずれかが区域内にあること（平成29年改正） ○市町村福祉輸送 合意された区域内で、発地または着地のいずれかが区域内にあること
使用車両	○交通空白輸送 バス（定員11人以上）または11人未満の自動車（福祉車両可能） 委託先が保有する11人未満の自動車（平成29年改正） ○市町村福祉輸送 定員11人未満の福祉車両およびセダン
運転者	○二種免許もしくは一種＋国交省認定講習受講
運行管理	○体制を整備 ○委託する場合は、運行管理が適切に行われるよう措置。運行管理責任者は受託者が資格がある者を配置

●公共交通空白地有償運送 制度の概要（1）

自治体が 運営協議会 を設置	○市町村などが単独または広域で設置する。 ○協議事項；運送の必要性（タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保されていないと認められ、必要性について合意が得られていること）その他条件について合意する * 事業者提案を優先（後述） ○構成員；自治体、地方運輸局、関係交通機関（タクシー等）の代表、地域住民、利用者代表、N P Oの代表など
運送の主体 （登録できる団体）	○非営利法人（N P O法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会） ○法人格がない町内会など地縁団体 ○更新（3年ごと）や変更登録（運送の区域・運送の種別）などを行う場合も申請と合意が必要
運送の対象者	○当該地域内の住民およびその親族、当該地域内に日常用務を要する者 * 登録が必要 ○市町村長が認めた場合は来訪者や滞在者も可（* 登録なし）

公共交通空白地有償運送 制度の概要（2）

運送の区域	○合意された区域で、 出発地または目的地がその区域内 にあること。市町村内の一部の過疎的エリアも可能
使用車両	○バス（定員11人以上）または11人未満の自動車 ○ 団体が所有する車両 、もしくは 持込車両 （運転者等との契約で 使用権原がある車両 ） ○福祉車両も可
運送の対価	○実費の範囲内、営利と認められない範囲 （当該地域のタクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 を目安）
運転者	○ 二種免許 もしくは 一種 + 国交省認定講習受講
運行管理	○体制を整備 ○5台以上の場合、安全運転管理者を選任する、または運行管理者の受験資格を有する人を責任者として配置 ○20台以上の場合、副安全運転管理者を選任
任意保険	○対人8,000万円以上 対物200万円以上 ○搭乗者傷害特約

●福祉有償運送 制度の概要（1）

自治体が 運営協議会 を設置	○市町村などが単独または広域で設置する。 ○協議事項；①運送の必要性（タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保されていない）②申請団体の運送の区域 ③運送の対価が制度に沿っているかを判断して合意する ○構成員；自治体、運輸支局、関係交通機関（タクシー等）の代表、地域住民、利用者代表、N P Oの代表など
運送の主体 (登録できる団体)	○非営利法人（N P O法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、商工会議所、商工会）○法人格がない町内会など地縁団体 ○更新（3年ごと）や変更登録（運送の区域・運送の種別）などを行う場合も申請と合意が必要
運送の対象者	○単独で移動が困難な人、その付添人 イ) 身体障がい者 ロ) 要介護認定者 ハ) 要支援認定者、基本チェックリスト該当者 ニ) その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可） * 利用者登録が必要 ○首長が認めた場合は、上記に該当する来訪者や滞在者も可（登録なし）

福祉有償運送 制度の概要（2）

運送の区域	○合意された区域で、 出発地または目的地がその区域内 にあること
使用車両	○定員11人未満の自動車 ○団体が所有する車両、もしくは運転者等との契約で使用権原がある車両 ○福祉車両（乗降装置があるもの） ○セダン（乗降装置がないものを総称）
運送の対価	○実費の範囲内、営利と認められない範囲 （タクシーの上限運賃の概ね 1 / 2 を目安。2/3でも）
運転者	○ 二種免許もしくは一種 + 国交省認定講習受講
運行管理	○体制を整備 ○5台以上の場合、運行管理責任者は公安委員会が行う安全運転管理者講習を受講 ○20台以上の場合、副安全運転管理者を選任
任意保険	○対人8,000万円以上 対物200万円以上 ○搭乗者傷害特約



福祉有償運送の事例

外出することで生活を
豊かにする利用者



＜利用事例＞

通院、入退院、通学、通所
仲間や友人との交流、食事
コンサートや映画、観劇、観光
趣味の教室やセミナーへの参
加、墓まいり、結婚式・・・etc



特定非営利活動法人
**移動サービス
アクセス**

[←トップページへ戻る](#)

TEL 045-875-5233
FAX 045-875-3750

サービス内容

利用方法

ガイドヘルプ事業
通学通所支援

ガイドボランティア制度を
利用するには？

ガイドボランティアに
なるには？

利用方法

バスや電車等をお一人で利用することのできない方に送迎、介助、付添による「ベッドからベッドへ」の外出支援サービスを行っています。

相談 ▶

まずはお電話ください。

24時間 365日

ご相談を受付けています。

045-875-5233

訪問 ▶

お一人ひとりにあったサービスを提供するためコーディネーターがサービス内容をご説明します。

入会 ▶

説明に納得されたら入会手続きをさせていただきます。

予約 ▶

あらかじめ電話にて予約ください。

045-875-5233

利用

ご指定の時間、場所に伺います。

● 社会福祉法人の空車両による買物送迎・サロン送迎

神奈川県麻生区
サロンの送迎



社福) 一廣会

「かないばら苑」

- ・高齢者グループからお願いされて、サロン会場へ送迎
- ・2010年末開始
- ・現在3団体の送迎
- ・運転ボランティア10人が運転を担う

利用者から料金
を取っていないの
で、誰でも乗れる

千葉市大椎台団地
スーパーへ送迎



特養のスタッ
フが運転



自治会で
募集した
ボランティ
アが付添
支援



社会福祉法人に義務づけられた公益活動

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

○ 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の取組
- ② 純資産から事業継続に必要な財産（※）の額を控除し、剰余金（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業等の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ（①社会福祉事業、②社会福祉事業以外の公益事業、③その他公益事業の順に検討） 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

全国の社会福祉法人が、公益活動を模索中

逗子・鎌倉ハイランド買物バス<登録不要>

●社会福祉法人による公益活動（買物支援）

社福)百鷗「逗子清寿苑」と「自治会」がコラボして
買い物支援

- 逗子清寿苑が**車両と運転手を提供**（地域貢献の一環）
- 逗子・鎌倉ハイランドの**両自治会の役員 1 名が添乗**
- **毎週（月）（木）** 11：30に 坂の下にあるスーパーから、
坂の上の自宅まで送る <無料>
- 対象者 多少は歩ける人（買物時間や所用など時間は
さまざななので行きはあえてバスは出さず）
- 2015(平成27) 年12月から運行
1日 5～6人が利用 （好評）
- スーパーは、発車時の店内アナウンス等で協力



山形市内の取り組み状況と利用状況(平成28年度)

取組施設名	特別養護老人ホーム 蔵王やすらぎの里	特別養護老人 ホーム愛日荘	特別養護老人 ホーム菅沢荘	特別養護老人ホーム みこころの園	特別養護老人ホーム ながまち荘
支援地域	蔵王上野地区	東沢地区(滑川 住宅町内会)	本沢地区(全域)	榎沢地区(西原自治会)	千歳地区(全域)
頻度 (開催日時)	月2回 (第1・第3水曜日 12:50～14:40頃)	月4回 (毎週木曜日 10:00～14:00頃)	月1回 (第2水曜日 13:00～15:00頃)	月1回 (金曜日 13:30～15:30)	月2回 (第2・第4木曜日 10:00～12:00頃)
参加人数 (1回あたり 登録人数)	9人	6人	6人	初回 4人 二回目 7人 (最大13名可)	7人 (最大10名可)
行き先	スーパー (2ヶ所)	スーパー イオン 市内中心 部(七日町)	スーパー	スーパー (町内会と施設でそ の都度相談)	スーパー (今後複数店舗検 討)

「山形市社会福祉協議会 山蔭瞬氏提供

●介護保険制度改定による移動支援（訪問型サービスD）

①訪問型サービス（P22～）

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	1) 買物、通院、外出時の支援 2) 通所型サービスBへの送迎
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	訪問型サービスBに準じる
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

訪問型サービスDの2つの類型

ケース1) 通院や買物等

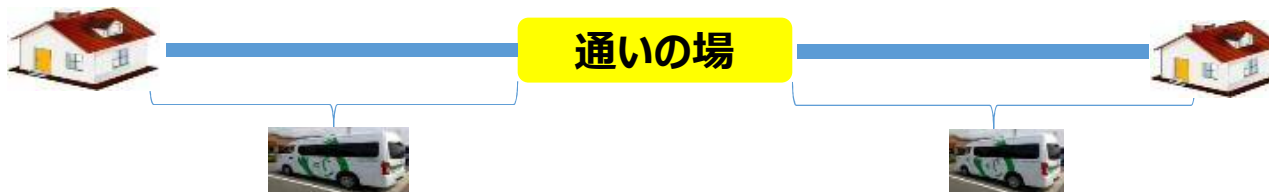
通院等をする場合における送迎前後の付添支援



- ケアマネジメントに基づき必要に応じて付添や見守りを行う
- 目的地は生活支援の範囲内であれば、通院のほか買物支援も可

ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を別主体が実施



- 通所型サービスBや一般介護予防事業による通いの場（サロン等）の送迎を別主体が行う場合

市町村が(介護保険会計から)拠出できる補助金

訪問D ケース1) 通院や買物等

- ・ **補助金**は、サービス調整の人件費等の**間接経費のみ**（車両やガソリン代等の補助は不可）



訪問D ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

- ・ **補助金**は、**間接経費**のほか、ガソリン代など**送迎にかかる実費**、**車両購入費**など具体的な対象経費は、**市町村の判断**に委ねられている

ケース1) の場合も、一般財源からの補助は可能

＜2017.8.25「国交省」通知＞ ボランティア団体等が地域住民にサービスを提供するにあたり、**市区町村所有の車両を使うときは道路運送法上の許可・登録は不要**。団体に対して**車両の購入費や維持管理経費(*)の全部や一部を市区町村が補助する場合も同様**（ただし、補助金に運転者の人件費や報酬が含まれる場合は登録等が必要）

(*)維持管理費：駐車場代、保険料、車検代、自動車税、消耗品代を含む

● 訪問 D の事例

国通知【実施可能モデル】 神奈川県 秦野市

● サロン（居場所）に行けなくなった人の支援

サービスの種類	<通所型サービスB>		<訪問型サービスD>
	デイ部分	送迎部分	
道路運送法		許可・登録を要しない運送	
サービス提供者	住民ボランティア（週 1 回×4グループ）	福祉有償運送事業者・社会福祉法人（現在 2 団体）	
補助金	1団体あたり 年8万円（上限） 報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、ボランティア保険料	①送迎コーディネーター人件費・・・週あたりの延べ稼働台数1台あたり年49,000円 ②通信費・・・事業実施日に稼働する自動車1台あたり年51,000円 ③消耗品費・・・週あたりの延べ稼働台数1台あたり年12,000円 ④車両保険料・・・394,000円×実施日数÷通所Bの実施日数	
送迎車両		公用車（無償貸与）および受託者の車両	
利用者負担	実費（昼食代等）	なし	

国通知【実施可能モデル】 山口県 防府市（向島地区）

●介護予防教室（体操＆買物）を多様な主体が支援

サービスの種類	＜通所型 基準緩和 サービスA＞ 幸せます健康くらぶ		
	サロン部分	送迎部分	＜訪問型サービスD＞
道路運送法		許可・登録を要しない運送	
サービス提供者	防府市通所サービス連絡協議会 & 民生委員 & イオン防府店	社会福祉法人「蓬莱会」（障がい者系） ＜社福の公益活動として車両と運転手を無償提供＞	
特徴	・介護予防体操と買物＆おしゃべりの場（毎回15人以上参加） ・月1回イオンで（イオンは会議室無料提供）、1回は公民館/丸久の販売車 ・あえて連絡協議会に委託（共有化➡他地区での立上げ） ・市の短冊式要綱役立つ ・民生委員は基本チェックリスト対象者の掘り起こしやサロン＆送迎付添	・地域ケア会議で買物困難の課題 ・社福「蓬莱会」は地域貢献策を模索中。施設建設を受け入れてもらった地域。快諾。月2回運行/市は燃料費実費を補助 ・民生委員（8人）は「向島にしき健康くらぶ後援会」を発足 ・保険は自動車保険と国内旅行保険 ・小野地区では地域活性化会議が中心になり立上げ中（通所B）	
送迎車両		社会福祉法人の所有車両（26人乗り）	
利用者負担	2,500円の1割＆昼食代	なし	

国通知【実施可能モデル】 茨城県 取手市

●既存団体の活用 <訪問型サービスD>

プロセス	・自治体側から既存の活動団体へ説明や担い手の打診を行う ・NPO法人「活きる」が手上げ
道路運送法	福祉有償運送
利用対象者	福祉有償運送の利用対象者 + 基本チェックリスト該当者
利用者負担	5キロ以内一律700円、以降 2キロごとに300円
補助	・従前から市は団体へ補助（一般財源） ・訪問Dの補助は上記と重ならない範囲/事務所賃借料など間接経費の一部のみ

国通知【実施可能モデル】 島根県 美郷町

●既存団体の活用 <訪問型サービスB + D>

プロセス	・島根県提案の「自治会等輸送事業」をきっかけに「NPO法人 別府安心ネット」が発足 ・維持継続が課題となって自家用有償旅客運送の登録を受けた
道路運送法	公共交通空白地有償運送 & 福祉有償運送
利用対象者	基本チェックリスト該当者で、家族により援助を受けられない状況にある者、高齢者のみ世帯で軽度の援助を必要とする者など
利用者負担	・訪問Bは1時間1,000円：家内の整理・整頓、特別なものの洗濯等 ・訪問Dは1キロあたり50円：日用品や食材の確保、外出時の付添
補助	・訪問Bと訪問Dをセットで実施する団体に対して補助 ・Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添

国通知【実施可能モデル】 鹿児島県 さつま町

●高齢者の足を守る <訪問型サービスD>

プロセス	・介護タクシーが事業の撤退を考えていたが、要介護1～5の高齢者約100名が利用登録していたので（必要不可欠なサービス）市が支援して社会福祉法人（介護保険事業所）として再出発することに
道路運送法	許可（4条ぶらさがり：自家用自動車有償運送）
利用対象者	①要支援認定者、基本チェックリスト該当者 ②バス停から遠くかつ運転できる家族がいない者（①②双方を満たす者）
行 先	町内。通院・買物・金融機関に限定。片道利用/ 1回30分以内
利用者負担	1回 510円（乗合いも定額）
補 助	光熱水費24,000円以内 車両 1 台あたり；人件費104,000円以内、通信費12,000円以内、消耗品費120,000円以内、任意保険料60,000円以内

太子町訪問型サービスDモデル事業

通院、買物、サ
ロンなどケース
1) 2) 両対応



ココに
補助金

乗る前



ココに
補助金

降りた後



【対象者】 要支援 1・2、事業対象者：週1回（1往復）まで

【実施団体】 生活支援コーディネーターを配置する団体（サロン実施団体など）

【補助額】 利用者 1 人につき乗車前または降車後の付き添い等の支援 1 回当たり300円

➔ 往復1,200円（300円×（乗車 2 回+降車 2 回））

地域の動き ① 荒浜地区

地区の特徴	- 人口：1,047人・世帯数：415世帯・高齢化率：36.7% - 市中心部への路線バス 1日8便、JR越後線 1日9本
活動主体	荒浜アットホーム運営委員会（荒浜町内会）
活動経過	- 市が養成したボランティア者が中心になり、買い物、草取り、ゴミ出し等の有償ボランティアに取り組む。併せて、配布物を届けながら、高齢者世帯の見守り・安否確認を行う。 - 有償ボランティアを開始後、通院時の移送についての要望が多く、研修内容を踏まえて支援メニューを追加を予定。
内容	許可・登録を要しない運送 (介護や家事身辺援助等のサービスと一体型)
料金等	1時間程度 400円、2時間程度 600円

の状況

の動き
機関及び市の動き



地域の動き ② 椎谷町内会

地区の特徴	- 人口：129人・世帯数：57世帯・高齢化率：53.5% - 市中心部への路線バス 1日7便
活動主体	椎谷町内会
活動経過	- 町内で開催した地域ケア会議から、移動手段に関する検討委員会を立ち上げた。 - 検討委員会が全世帯へアンケートを実施。助け合い活動での移送を「利用したい」3人、「運転協力できる」6人という結果。 - 研修内容を踏まえて、活動を開始したい考え。
内容(案)	許可・登録を要しない運送 (利用者負担がガソリン代実費、道路通行料、駐車料金のみ)
料金(案)	1kmあたり20円で検討中
今後の方向	- 実費負担はバス料金より安価となるため、利用者の気兼ね、協力者の継続確保が懸念 - 今後、実費のほか一定額（仲介手数料など）を収受できる範囲が示される見通しがあるため、情報を待って活動を開始予定

車の整理と対応方法の検討
 ボランティア者の拘束時間が長
 る人からも申し込みがある
 の用足しを依頼される

地域の動き ③ 野田地区

地区の特徴	- 人口：540人・世帯数：227世帯・高齢化率：50.4% - 市中心部への路線バスは1日6便
活動主体	野田地区町内会長会
活動経過	- 地区内に国保診療所があり、住民の多くがかかりつけ医としているものの、バス停から離れている集落もあり、受診困難な高齢者が多い。 - 地区が主体となってデイホームを運営（市補助事業）しているが、利用者は伸び悩み。 - 受診支援とデイホーム利用を組み合わせた取組を検討したい考え。
内容(案)	許可・登録を要しない運送 (自治体の車両を活用した輸送の対価にあたる支援)
料金(案)	未定
今後の方向	- H30.1月にボランティア養成講座を開催し、23人が参加 - 養成講座の参加者に対し、協力できる内容等を聴取 - できそうな活動を集約して、具体的な活動内容を考えていく - デイホームで試行した生協の注文代行が好評で、本格実施を検討

柏崎市福祉保健部介護高齢課 地域包括支援班 金子保宏氏 作成

総合事業の類型と道路運送法の類型 2018年3月

～先行事例 ヒアリング調査市町村の取り組みから～

道路運送法の類型	登録不要			登録	許可
総合事業の類型	がリン代実費・有料 道路・駐車料のみ	サロン送迎 (自家輸送)	家事身辺援助等サ ビス一体型		
訪問型サービスB			松戸市,吉見町 天童市、八王子市		
訪問型サービスD (ケース1)	米原市 大網白里市		黒滝村,流山市、 太子町	取手市 美郷町	さつま町
訪問型サービスD (ケース2)	鶴岡市	秦野市,網走市,長 沼町,飯綱町,加東 市,防府市,太子町		和光市	川島町
一般介護予防事業	神栖市 高根沢町	国東市			
その他	岩沼市 (通所A)				

※太子町(大阪府)は、実施主体によってサロン送迎と家事身辺援助等サービス一体型に分かれる

道路運送法

許可・登録の 手続き不要

国土交通省 **通達**（事務連絡/平成18年、改正/平成30年3月30日）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」



- (1)- 1 利用者からの給付が、**好意に対する任意の謝礼**と認められる場合
 - 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
 - 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金**(特定費用)のみの場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
 - 2 **自家輸送**の場合
 - 3 **介護や家事身辺援助等のサービスと一体型**の場合
 - 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合

太字は訪問D
の適用事例が
多いケース

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(1)- 1 利用者からの給付が 好意 に対する任意の謝礼と認められる場 合

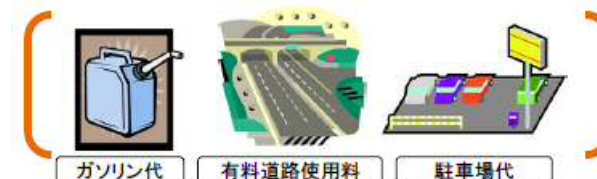
乗せてもらった人（利用者）が、あくまでも
自発的に謝礼の趣旨でお金を差し出した場
合



- ①偶発的なケース
- ②日頃からの運送のお礼にと、金銭が差し出
されたようなケース
- ③利用者が（右の）ガソリン代実費を払う
際に「釣り銭の返却を求めず、運転者に受
け取るよう申し出て、運転者が受け取った
場合」

ただし、料金表や金額が明記されたパンフレッ
ト等がある場合は「自発的に」とはならない

特定費用



(3) 利用者負担が 実際の運行に要したガ ソリン代、道路通行料、駐車料金のみの場合

「実際の運行に要するガソリン代」＝乗車中は
もとより運転者の車庫等からの迎車及び終了
後の車庫等までを含む

ガソリン代の算出方法2事例

- ①走行距離÷燃費×1ℓあたりのガソリン価格
- ②市町村の実証実験の結果にもとづき1kmあた
りのガソリン代を算出（定期的に実情との乖離
がないか確認し、乖離があれば見直し）

国土交通省 通達（平成30年3月末見直し：朱部分）

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」から

(4) -1 利用者負担がゼロの場合

- ・ 市町村の事業として、市町村の保有車両で実施され、利用者からは一切の負担を求めない場合
- ・ ただし、介護保険制度の訪問介護および障害者自立支援法による居宅介護で送迎を行い、公的な給付が適用される場合は、利用者の負担を求めなくても完全無償とは認められない

(4) -2 「自家輸送」の場合

- ・ デイサービスや授産施設、障がい者の地域作業所、各種サロン等を運営する者が施設の利用を目的として送迎にかかるコストを別途求めない場合も登録等は不要。ホテルや旅館、ゴルフ場の送迎等もこれに該当

▪ ただし、送迎を利用する人と利用しない人とで、サービス内容や利用料に差をつける場合は、送迎が1つの独立したサービスとみなされ、自家輸送と認められない。また、病院などの運営主体から委託を受けて送迎を行い、送迎に係る費用の全額を委託者や第三者が負担している場合は、登録等が必要



(4)-3 介護・家事身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、
運送に対する固有の対価（ガソリン代等）の負担を求めない場合

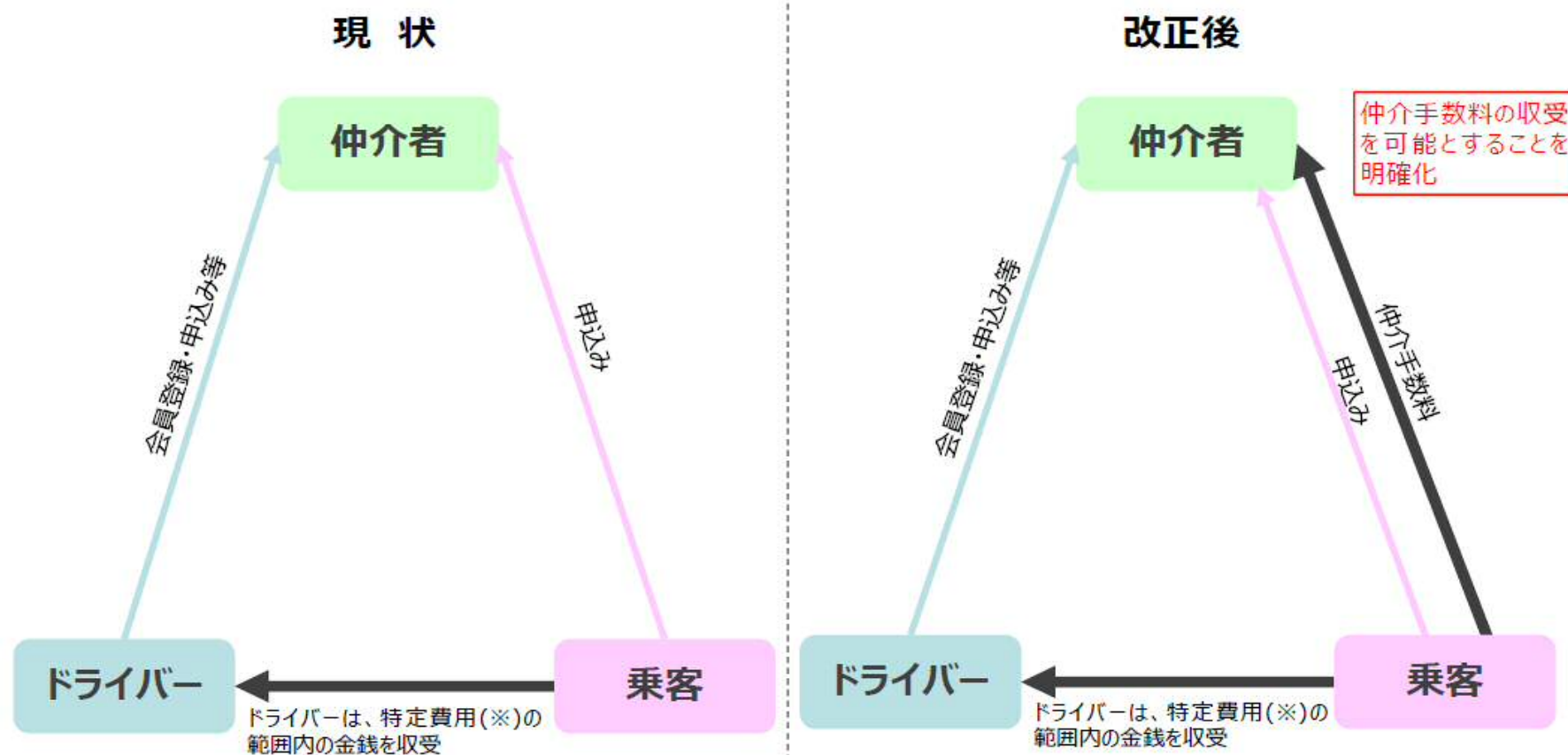


- ・ 草とりや掃除など送迎を行わないサービスと、車両を使って病院へ送迎するサービスがすべて一律の利用料金となっていて、送迎した場合も別料金の設定がない

その他**利用者負担可能**
<仲介手数料>

アプリを使うサービス（電話受付やサービス調整も該当＝国交省見解）。ただし運転者に還流しない仕組みにする

- 乗客とドライバーとの仲介者が、乗客から仲介手数料を収受することが可能であることを明確化



(注) 上図のほか、ドライバーは任意の謝礼を収受することも可能

(※) 特定費用とは、運送行為が行われなかった場合には発生しない費用（ガソリン代、道路通行料、駐車場代）のこと

「訪問型サービスD」等に関する調査研究および創出支援」事業成果物ご案内

2018年3月31日

<http://www.zenkoku-ido.net/action.php?action68>

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2017年度に実施した調査研究事業を通じて収集した各地の情報をまとめました。

■リーフレット「総合事業de移動・外出支援 Let's start」

住民主体の移動・外出支援について、典型的なプランや総合事業の活用方法をコンパクトにまとめたリーフレット。送付を希望される方は、全国移動ネットまでお問い合わせください（在庫わずか）。

■「住民主体の移動・外出支援に関わる制度活用のヒント集 －こんなお悩みありませんか？－」

全44問の質問とその回答

■訪問型サービスDの補助金交付要綱の作り方（提案）（修正中）

■「訪問型サービスDに係る登録NPO等の意向調査」報告書

福祉有償運送の登録団体等を対象としたアンケート調査結果

市町村「総合事業」担当者のあなたへ

総合事業 de 移動・外出支援

Let's start



介護予防・日常生活支援総合事業が2015(平成27)年度に始まって3年がたちました。住民主体の移動・外出支援も少しずつ増えています。必要性を感じていてもハードルが高いと思いませんか。ここでは、各地で始まった活動を6つの典型的なプランにまとめてお示しします。きっとあなたの地域でもできるプランがあるはずです!

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

住民主体の移動・外出支援創出プロセス

活動を創出するプロセスでは、市町村職員の役割はファシリテーターです。住民丸投げでも職員主導でもなく、情報提供や生活支援コーディネーターの支援など黒子役に徹しながら、各ステップで住民の意思決定をサポートしましょう。もちろん、総合事業や道路運送法など制度との調整や活動しやすい要綱づくりは、市町村職員にしかできない重要な仕事です。ぜひ、住民とともに、地域のニーズと資源に合った活動の創出に取り組んでみてください。

※各ステップは前後したり、繰り返したりして進んでいきます。

STEP
1

地域の現状やニーズの把握 / 勉強会

- 地域が直面している状況を知り、どんな地域にしていきたいかを話し合う
- 支え合いの活動の必要性を学ぶ
- アンケート調査等を元に高齢者のニーズを把握する

STEP
2

地域資源の発見・調査

- つながれそうな人・組織・モノを探す、地域にある活動の見える化

STEP
3

移動・外出支援 or 居場所づくりなどの必要性の検討・判断

- STEP 1、2を元にほしいサービスを考える
- 移動・外出支援に取り組むかどうかを決める

Check Point

サロン等の居場所づくりから見極める移動ニーズ

ゼロから移動・外出支援を立ち上げるのではなく、サロン等が先にスタートし、その中でボランティアによる送迎を試みて、移動ニーズがある程度出てきた段階で、訪問の可能性を考えるという進め方もあります。

これならできそう！ 6つの取り組みプラン

「目的地」や「対象者」により、総合事業で補助できる範囲は異なります。総合事業の活用を想定して各地の取り組みを6つのプランに整理しました。総合事業を活用するからといって、事業全体が縛られてしまうわけではなく、補助対象外の人や目的地に送迎してもかまいません。

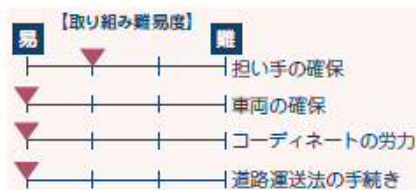
総合事業の補助の考え方はp10、道路運送法について、「手続き不要」の根拠は、p11を参照してください。 ※p4～9の【取り組み難易度】は全国移動ネットの主観的な評価です

プラン1 マイカーでのサロン送迎

- ボランティアが自分の車で、1～2人をサロン等の居場所に連れて行く。

- サロン利用料が設定可能。

- サロンを店舗内に設定したり移動販売に来てもらえば買物支援にも。



	典型例
目的地	サロン等の居場所(一般介護予防、通所B等)
補助対象者	高齢者全般(一般介護予防)、要支援者(通所B、訪問D)
利用者負担	サロン利用料(送迎代の加算は不可)
道路運送法	手続き不要
担い手	サロンの参加者や送迎のボランティア
車両	マイカー
総合事業の類型(事例)	■一般介護予防(国東市) ■通所B ■訪問Dケース2(網走市)
補助できる経費	■一般介護予防⇒サロン運営費(家賃等)+ガソリン代実費 ■通所B⇒コーディネーター人件費、家賃等、ガソリン代実費 ■訪問Dケース2⇒コーディネーター人件費、家賃等、ガソリン代実費

プラン2 乗り合ってサロンに送迎

- 1台の車両で利用者宅へ迎えに行き、サロン等の居場所へ送迎する。サロンからスーパー等へ出かけたり帰りに寄り道する方法も。
- 集うことで参加者同士の関係ができ、乗りあう楽しさが生まれる。
- 交流と用足しで外出意欲が高まる一石二鳥のプラン。



	典型例
目的地	サロン等の居場所(一般介護予防、通所B等)
補助対象者	高齢者全般(一般介護予防)、要支援者(訪問B・D、通所B)
利用者負担	サロン利用料(送迎代の加算は不可)
道路運送法	手続き不要
担い手	社会福祉法人の職員や送迎のボランティア
車両	社会福祉法人の空き車両など
総合事業の類型(事例)	■訪問Dケース2(秦野市、防府市) ■一般介護予防(神栖市) ■通所B
補助できる経費	■訪問Dケース2⇒コーディネーター人件費、家賃等、ガソリン代実費 ■一般介護予防⇒サロン運営費(家賃等)+ガソリン代実費 ■通所B⇒コーディネーター人件費、家賃等、ガソリン代実費
オプション	サロンに集まらずに直接特定のスーパーへの買物(総合事業活用なし)

プラン2を選ぶのはこんなとき

- ☒ 利用者の中に運転のできる人がいないとき
- ☒ 社会福祉法人等からデイサービスの空き車両を提供してもらえるとき

早わかり法制度 総合事業編

プラン①～⑥の実施に当たって総合事業の補助金を活用する場合は、下表の条件を満たす必要があります。

*1 一般介護予防事業のうち「介護予防普及啓発事業」または「地域介護予防活動支援事業」として実施

*2 登録不要の活動の種類はp11の①～④参照

総合事業の類型	訪問 D ケース 1) 通院や買物等	訪問 D ケース 2) 通所目的	訪問 B	通所 B	一般介護予防 事業 *1
内容・目的地	通院等における 送迎前後の付添 支援（目的地はケ アマネジメント による）	通所 B や一般介 護予防事業による 通いの場の送迎 を別主体が実施	（住民主体で） 家事支援等生 活支援の一部 として送迎を 実施	通所 B への送 迎（同一主体 でも別主体で も）	通いの場への 送迎（同一主 体でも別主体 でも）
補助 が 可 能 な 経 費	コーディネーター人件費	○	○	○	○（市町村判断）
	家賃・通信費等	○	○	○	○（市町村判断）
	車両維持購入費	×	○（市町村判断）	×	○（市町村判断）
	ガソリン代	×	○	×	○
補助対象となる利用者	要支援 1、要支援 2、基本チェックリスト該当者				高齢者は誰でも
ケアマネジメントの要否	要	要	要	要	不要
利用者負担 *2 （登録不要の場合）	ガソリン代実費①	サロン利用料 のみ③	家事支援と同一 の利用料④	サロン利用料 のみ③	サロン利用料 のみ③



住民主体の移動・外出支援に関わる制度活用のヒント集

こんなお悩みありませんか？

下記のカテゴリーからお知りになりたいものを選ぶと、今までに寄せられたお問い合わせ一覧を見ることができます。

Q & A

- [01. サービス創出の考え方](#)
- [02. 道路運送上の登録・許可不要の活動](#)
- [03. 福祉有償運送の活用](#)
- [04. 社会福祉法人等の公益活動](#)
- [05. 訪問Bと一体型の送迎](#)
- [06. 訪問D](#)
- [07. 一般介護予防事業の送迎](#)
- [08. 地域支援事業の対象者](#)
- [09. 補助金の出し方](#)
- [10. 保険と安全対策](#)
- [11. 担い手育成](#)

訪問型サービスD補助金 交付要綱の作り方

修正作業が終わり、
近々up予定

[http://www.zenkoku-
ido.net/_action/pdf/2017josei/2017hojo_youkou_point.pdf](http://www.zenkoku-ido.net/_action/pdf/2017josei/2017hojo_youkou_point.pdf)

高齢者の移動手段の確保に関する検討会

高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめ概要



検討の背景

- 高齢運転者による重大な交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題
- 昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめる」との総理指示
- 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催

具体的方策

1. 公共交通機関の活用

- ・ 高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ
- ・ 乗合タクシー等高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携
- ・ タクシーの相乗り促進
⇒ 配車アプリを活用した実証実験 【平成29年度中実施】
- ・ 過疎地域におけるサービス維持のための取組

2. 貨客混載等の促進

- ・ 貨客混載の推進
⇒ 過疎地域における旅客運送と貨物運送のかけもち 【平成29年6月末までに結論】
- ・ スクールバス等への混乗

3. 自家用有償運送の活用

- ・ 検討プロセスのガイドライン化
⇒ 市町村等が行う自家用有償運送の導入の円滑化 【平成29年度中実施】
- ・ 市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化
- ・ 地方公共団体等に対する制度の周知徹底

4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

- ・ ルールの明確化
⇒ 道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化 【平成29年度中検討・結論】
⇒ 営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが自治体の車両を活用するなど、輸送の対価に当たらない支援を例示 【平成29年9月までに実施】
- ・ 実施にあたっての条件整備
- ・ 「互助」による輸送の導入に関する情報提供

5. 福祉行政との連携

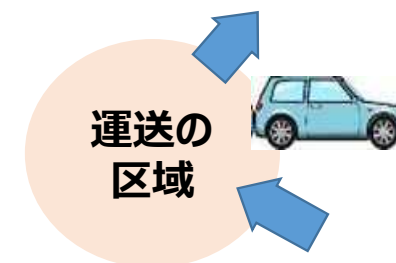
- ・ 介護サービスと輸送サービスの連携
⇒ 地域における運輸部門と福祉部門の連携強化 【速やかに周知】
⇒ 介護保険制度の移動支援サービスの明確化・普及拡大 【平成29年7月までに実施】

6. 地域における取組に対する支援

- ・ 地方運輸局の取組強化
- ・ 制度・手続等の周知徹底
- ・ 地域主体の取組の推進

「中間とりまとめ」を受けた通達等の発出状況

- ◆ 市町村運営有償運送の見直し（平成29年8月）
 - ・【交通空白輸送】定路線のほかに**区域運行も可能**に
 - ・【交通空白＆福祉輸送】市町村車両のほかにマイカーなど**持込車両の使用が可能**に
- ◆ 「許可や登録を要しない運送の態様」の改定（平成30年3月）
 - ・ **自治体からの補助(車両購入・維持費)を登録不要と整理**(29年8月)
 - ・ 訪問Dの輸送モデルを情報提供（平成30年3月）
 - ・ 特定費用のほかに仲介手数料を収受することが可能に（同3月）
- ◆ 「福祉」と「交通」の連携強化、相互理解の促進（平成29年6月）



自家用有償運送の活用(検討プロセスのガイドライン化)①(本文3.(1)に対応)

- 交通事業者の活用可能性や交通事業者への委託による自家用有償の検討を行う等の検討プロセスの明確化や、検討プロセスを一定期間かけて行ったことをもって協議が調ったものとみなす取扱いについて通達改正を行った。(平成30年3月)

※地域公共交通会議がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

地域交通の検討プロセスに関するガイドライン (地域公共交通会議)

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

①交通事業者(バス・タクシー)に対し、地域の移動ニーズに対応した交通(乗合タクシー等)の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

②提案内容について協議

※地域の移動ニーズへの対応の可否
という観点を中心に協議

【最長4ヶ月】

合意

合意に至らず

※提案内容が地域の移動ニーズに
対応していると認められないとき、等

交通事業者(バス・タクシー)によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

③自家用有償旅客運送について検討

④交通事業者(バス・タクシー)への運行委託について検討

委託可能

委託困難

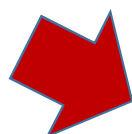
交通事業者
(バス・タクシー)による
地域交通の確保

市町村による地域交通の確保(交通事
業者(バス・タクシー)への運行委託)

市町村による地域交通の確保
(交通事業者以外への運行委託含む)
NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う

決議を行
わなけれ
ばこの検
討プロセス
を踏むこと
になる



自家用有償運送の活用(検討プロセスのガイドライン化)②(本文3.(1)に対応)

※運営協議会がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

地域交通の検討プロセスに関するガイドライン(運営協議会)

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

①交通事業者(バス・タクシー)に対し、地域の移動ニーズに対応した交通(乗合タクシー等)の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

②提案内容について協議

※地域の移動ニーズへの対応の可否
という観点を中心に協議

【最長4ヶ月】

合意

合意に至らず

※提案内容が地域の移動ニーズに
対応していると認められないとき 等

交通事業者(バス・タクシー)によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

③自家用有償旅客運送について検討

交通事業者
(バス・タクシー)による
地域交通の確保

NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う

福祉有償
運送に関し
ては、3年
ごとの更新
登録では、
このプロセス
は適用され
ない(旅
客課方針



● 事故への対応

➡ 万一事故が起きたら、基本 **保険会社の出番** (その場で示談はしない)

➡ 保険は掛けておく。以下ネット保険も共通 **保険会社に要確認！**

＜対人賠償＞ (家族以外の)**第三者に傷害を与えた場合**、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。**同乗している利用者 = 第三者**

＜人身傷害＞ 責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害**に応じて
実際の損害額が支払われる (cf.搭乗者傷害)

● 実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

➡ ボランティア活動保険 (無償の場合)、福祉サービス総合保障
(有償の場合)、国内旅行保険など (通して保障:送迎サービス保障等)

中間とりまとめを受け 現在国交省（交通計画課）が交渉研究中

許可・登録を要しない輸送（「互助」による輸送）の条件整備

新たな保険商品の開発

【右のような保険が
候補に挙がっている
が、未開発】



東京海上日動「ちょいのり保険」（1日自動車保険）
マイカーボランティアの車両を その日だけ団体等が借りる形態



移動・外出支援サービスは住民参加が不可欠

- 住民自身や事業者が行政と協働して自分が住む地域を持続可能な地域にしていく **<課題の共有化>**

※講師を招いた勉強会やワークショップ等



【事例】・新潟県 生活支援体制整備アドバイザー派遣モデル事業

・北杜市 住民主体による高齢者の外出支援サービスモデル事業

・静岡県社協（菊川市社協）ヘルプマン養成講座

・葉山町社協 住民主体による交通バリアフリー協議会

※運転者の発掘や育成など

【事例】・横浜市泉区 泉サポートプロジェクト

・秦野市 地域支え合い型ドライバー研修

・神奈川県 移動（輸送）サービス従事者養成研修事業

ヘルプマン養成講座

高齢者を支えるために、地域生活を支えるために、ヘルプマン養成講座を開催します。

＜1日目＞2月28日(水) 午後10時～12時(定員10名) ※会場費がかかります。

＜2日目＞3月6日(水) 午後1時～3時(定員10名) ※会場費がかかります。

この講座では、ヘルプマンの役割や、ヘルプマンの育成方法、ヘルプマンの活動の仕方などについて学びます。

講師：市立高齢者センター 高齢者支援課

申込先：市立高齢者センター 高齢者支援課

申込期日：平成29年2月21日(水)

主 催：市立高齢者センター 高齢者支援課

協 賛：市立高齢者センター 高齢者支援課

お問い合わせ先：市立高齢者センター 高齢者支援課

電話：0463-82-7394 FAX：0463-84-0137

※平成29年8月18日(金)までに電話又はFAX(両方)でお申し込みください。

地域支え合い型 認定ドライバー養成研修

ご自身の持っている時間を活用して、お買い物や通院など外出にお困りの方を支援しませんか？ この研修は、国土交通大臣指定研修です。

研修内容①

地域で外出や移動にお困りの方の移送に必要な知識、身体介助、技術を学びます。

※運転免許の取得が前提です。

※福祉サービス従事者等の研修を受修される場合は、別途研修料が必要です。

研修内容②

地域で役立つ物ツアやサロン活動の中で移送を行うと、お考えの自治会や有志団体の皆様を支援します。

①ドライバーとして活動の際は、必ず研修料を支払います。

②研修料は、研修料として支払います。

③研修料は、研修料として支払います。

研修の日程表

1日目	平成29年8月28日(月)	午前10時～午後4時
2日目	平成29年8月29日(火)	午前10時～午後4時
3日目	平成29年8月30日(水)	午前10時～午後4時

場所：秦野市福祉福祉センター第4会議室（秦野市緑町16番3号）

研修の申し込みは...

申込先：秦野市役所福祉部高齢介護課在宅高齢者支援担当

電話：0463-82-7394 FAX：0463-84-0137

※平成29年8月18日(金)までに電話又はFAX(両方)でお申し込みください。

- 住民と一緒にあって 誰がどのように困っているか できる限り具体的に把握する
<ニーズの具体化> ✨思い込みだけで形をつくと誰も乗らない
- やる気がある人やグループが見つかったら 行政マンは黒子に（さりげない支援に徹する） **<住民が主役意識を持てるように>** ●手続きは極力簡素に
- 既存の活動がある場合は そのまま生かしながら（持続可能になるような）補助金等や車両支援を工夫 **<継続できるように支援>**



- なるべく多くの主体の参加を促す（防府市）

-
- 既存のコミュニティバスやデマンドも「まちづくり・地域づくり」の観点から見直しが必要！

<「福祉」と「交通」の連携>

秦野市 バスの乗り方講座

